

平成29年度財政援助団体等監査結果を公表しました

佐渡市監査委員は、財政援助団体等監査の結果を平成30年3月16日に公表しましたので、その概要をお知らせします。

佐渡市監査委員 渡部 直樹
佐渡市監査委員 猪股 文彦

監査の対象

出資団体が行う会計処理およびその他の事務
対象団体名および出資額等

- 団体名
- 一般財団法人 赤泊振興公社
- 出資額 1億250万円
- 出資比率 94.9%
- 所管課 産業観光部農業政策課

指摘事項の主なものは次のとおりです。

【出資団体に対する指摘事項】

- 平成27年度および28年度の評議員会で、理事・評議員の改選が決議されていたにもかかわらず、変更の登記がされていなかった。
- 決算の認定について、平成24年度決算以降、定められた期間内に監事の監査および理事会が開催されていなかった。
- 農業振興部の減価償却資産について、平成20年度の税制改正により

減価償却の耐用年数が改正されているにもかかわらず、変更適用していないことから、減価償却費の計算に誤りが見受けられた。

○多くの償却資産を保有しているにもかかわらず、地方税法の規定に基づいた固定資産税の償却資産申告書を市に提出していなかった。

○農業生産組合への水稲用農業機械のリースについて、リース期間が終了しているにもかかわらず、契約に基づいて機械を返却させることなく、再リース契約も締結しないうまま無償で機械を使用させていた。

【農業政策課に対する指摘事項】

○公社の経営状況を示す決算報告書の内容を十分確認しないうまま地方自治法の規定に基づき議会に報告をしていた。

【監査委員の意見】

公社は、定款に掲げた事業を実施することで地域雇用を創出し、地域活性化の一翼を担っていることが伺えたが、その事務および会計処理については、指摘事項で述べたとおりであり、長年にわたり不適正な処理が行われていたことは極めて遺憾であり、法人としての信用を失墜するものである。

理事は、公社の業務の執行を適切に行うとともに、指摘事項について早期に関係法令に基づき適正に対応されたい。

農業政策課は、公社の運営に関しては指導監督する権限を有しないとして関与しない姿勢であるが、地方自治法の規定では、市は出資団体に対する調査権を有しており、決算報告に対し内容を十分に確認したうえで責務を果たすべきである。公社の過去の決算報告について、速やかに調査を行い、適切に指導および処理されたい。

また、今回の監査結果を真摯に受け止め、公社の事務および会計処理の状況について定期的に調査を行う必要に応じて指導されたい。

なお、結果の全文は市ホームページに掲載していますので、ご覧ください。

監査委員事務局
☎ 63-3112

～製造事業所の皆さまへ～

平成30年工業統計調査にご協力をお願いします

経済産業省では、工業統計調査を6月1日現在で実施します。

本調査は、製造業を営む事業所を対象に実施され、製造業の実態を明らかにすることを目的としています。

調査をお願いする製造事業所には、5月中旬から6月にかけて統計調査員が調査票を持って伺うか、または国から直接郵送で届きますので、ご協力をお願いします。 ※統計法に基づき調査内容の秘密は厳守されます。

産業観光部地域振興課 地域振興係(統計担当)

☎ 63-3232(直通)

